

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経済産業省、国土交通省

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 馨祐

財務大臣臨時代理

国務大臣 村上誠一郎

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別記様式第5号（第33条関係）

表 面

第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定による
立入検査をする職員の身分証明書

写

真

印
又は
刻印

所属部局

官 職

氏 名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名

印

改正後

別記様式第5号（第33条関係）

表 面

第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定による
立入検査をする職員の身分証明書

写

真

印
又は
刻印

所属部局

官 職

氏 名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名

印

改正前

裏 面

犯罪による収益の移転防止に関する法律（抄）

（立入検査）

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 （略）

（国家公安委員会の意見の陳述）

第十九条 （略）

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 （略）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B 8とすること。

裏 面

犯罪による収益の移転防止に関する法律（抄）

（立入検査）

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 （略）

（国家公安委員会の意見の陳述）

第十九条 （略）

2 国家公安委員会は、前項の規定により意見を述べるため必要な限度において、特定事業者に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又は相当と認める都道府県警察に必要な調査を行うことを指示することができる。

3 前項の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長は、同項の調査を行うため特に必要があると認められるときは、あらかじめ国家公安委員会の承認を得て、当該職員に、特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。この場合においては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

4・5 （略）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B 8とすること。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。